

用語の解説

■ 人口

国勢調査における人口とは「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校及び専修学校又は各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設で調査した。
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は自宅で調査した。
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶で調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部の所在する場所で調査した。
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院で調査した。

■ 通勤・通学人口

通勤・通学人口とは、自宅外で従業している15歳以上就業者の人口と学校（予備校などの各種学校、専修学校を含む。）に通っている15歳以上通学者の人口をいう。

■ 昼間人口

昼間人口とは、ある地域に常住する人口に、その地域へ通勤者又は通学者として流入する人口（流入人口）を加え、さらに、その地域から通勤者

又は通学者として流出する人口（流出人口）を差し引いた人口である。したがって昼間人口には買い物や行楽などのための一時的理由による流入、流出人口は含まれない。

■ 夜間人口

夜間人口とは、常住人口と同義である。

■ 昼間人口指数

昼間人口指数とは、昼間と夜間の人口比率（夜間人口100人あたりの昼間人口の割合）を示す指標で、次の式により求める。

$$\text{昼間人口指数} = \text{昼間人口} \div \text{夜間人口} \times 100$$

■ 面積

面積は、国土交通省国土地理院が公表した平成27年10月1日現在の「平成27全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

■ 年齢

年齢は、平成27年9月30日現在による満年齢である。なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

■ 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

- 1 未婚
まだ結婚したことのない人
- 2 有配偶
届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- 3 死別
妻又は夫と死別して独身の人
- 4 離別
妻又は夫と離別して独身の人

■ 国籍

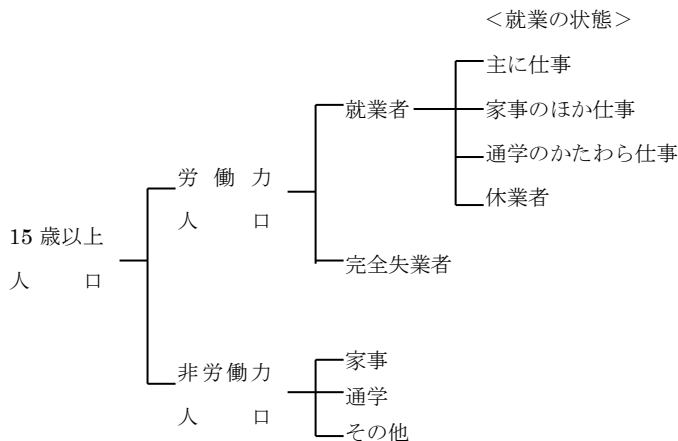
国籍を、「日本」、「韓国・朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。なお、二つ以上の国籍を持つ人について次のように取り扱っ

た。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人－日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人－調査票の国名欄に記入された国

■ 労働力状態

15歳以上の者について、平成27年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



1 労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

(1) 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

ア 主に仕事

主に勤め先や自家営業などの仕事をして
いた場合

イ 家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

ウ 通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

エ 休業者

勤め人や個人で事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が30日以上休んで

いても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

(2) 完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

2 非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

(1) 家事

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

(2) 通学

小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通学していた場合

(3) その他

上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

■ 従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

1 雇用者

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

(1) 正規の職員・従業員

勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

(2) 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

(3) パート・アルバイト・その他

・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人

・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ば

れている人

2 役員

会社の社長・取締役・監査役，団体の理事・監事，公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

3 雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで，雇人がいる人

4 雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで，個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

5 家族従業者

農家や個人商店などで，農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

6 家庭内職者

家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

■ 産業

産業は，就業者について，調査週間中，その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については，その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお，仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は，その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成27年国勢調査に用いた産業分類は，日本標準産業分類（平成25年10月改訂）を基に，平成27年国勢調査の集計用に再編成したもので，本報告書の産業（3部門）の区分は，大分類を次のように集約したものである。

第1次産業 { A 農業，林業
B 漁業

第2次産業 { C 鉱業，採石業，砂利採取業
D 建設業
E 製造業

第3次産業 { F 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業
H 運輸業，郵便業
I 卸売業，小売業
J 金融業，保険業

第3次産業

K 不動産業，物品賃貸業
L 学術研究，専門・技術サービス業
M 宿泊業，飲食サービス業
N 生活関連サービス業，娯楽業
O 教育，学習支援業
P 医療，福祉
Q 複合サービス事業
R サービス業(他に分類されないもの)
S 公務(他に分類されるものを除く)

T 分類不能の産業

■ 職業

職業は，就業者について，調査週間中，その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については，その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって以下のように分類した。

なお，従事した仕事が二つ以上ある場合は，その人が主に従事した仕事の種類によった。

A 管理的職業従事者
B 専門的・技術的職業従事者
C 事務従事者
D 販売従事者
E サービス職業従事者
F 保安職業従事者
G 農林漁業従事者
H 生産工程従事者
I 輸送・機械運転従事者
J 建設・採掘従事者
K 運搬・清掃・包装等従事者
L 分類不能の職業

■ 常住地

同一の場所に居住した期間又は居住しようとする期間が3か月以上にわたる場所をいう。

■ 従業地・通学地

従業地・通学地とは，就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい，次のとおり区分した。

1 自宅

従業している場所が，自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

2 自宅以外の区内

従業・通学先が「自宅」以外で、常住している
区内の場合

3 他区

東京都特別区部内で、常住している区以外の場合

4 都内他市町村

特別区部以外の東京都内

5 都外

東京都以外の道府県

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学するために来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

■ 世帯の種類

世帯を、「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

1 一般世帯

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

2 施設等の世帯

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒

学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

- (2) 病院・療養所の入院者

病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

- (3) 社会施設の入所者

老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

- (4) 自衛隊営舎内居住者

自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

- (5) 矯正施設の入所者

刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

- (6) その他

定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

■ 世帯人員及び世帯主

1 世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

2 世帯主

収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断による。

■ 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

1 親族のみの世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

- (1) 核家族世帯

ア 夫婦のみの世帯

イ 夫婦と子供から成る世帯

ウ 男親と子供から成る世帯

エ 女親と子供から成る世帯

- (2) 核家族以外の世帯

ア 夫婦と両親から成る世帯

イ 夫婦とひとり親から成る世帯

ウ 夫婦、子供と両親から成る世帯

エ 夫婦、子供とひとり親から成る世帯

オ 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯

カ 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯

キ 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯

ク 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

ケ 兄弟姉妹のみから成る世帯

コ 他に分類されない親族世帯

2 非親族を含む世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

- 3 単独世帯
世帯人員が一人の世帯

■ 母子世帯・父子世帯

- 1 母子世帯
母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。
- 2 父子世帯
父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。
- 3 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）
「1. 母子世帯」及び「2. 父子世帯」のほか、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいう。

■ 高齢単身・高齢夫婦世帯

- 1 高齢単身世帯
高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯をいう。
- 2 高齢夫婦世帯
高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯をいう。

■ 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

- 1 住宅
一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）
一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに一戸の住宅となる。
- 2 住宅以外
寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物
なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

■ 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

- 1 主世帯
「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯
- (1) 持ち家
居住する住宅がその世帯の所有である場合
なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。
- (2) 公営の借家
その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
- (3) 都市機構・公社の借家
その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舍）も含まれる。
- (4) 民営の借家
その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
- (5) 給与住宅
勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合
なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。
- 2 間借り
他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

■ 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～1

4階建」，「15階建以上」の五つに区分し，
また，世帯が住んでいる階により「1・2
階」，「3～5階」，「6～10階」，「11～1
14階」，「15階以上」の五つに区分してい
る。

1 一戸建

1 建物が1住宅であるもの

なお，店舗併用住宅の場合でも，1建物が住
宅であればここに含まれる。

2 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので，
各住宅が壁を共通にし，それぞれ別々に外部へ
の出入口をもっているもの

なお，いわゆる「テラス・ハウス」も含まれ
る。

3 共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので，廊
下・階段などを共用しているものや二つ以上の
住宅を重ねて建てたもの

4 その他

上記以外で，例えば，工場や事務所などの一
部に住宅がある場合